

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 5年 4月26日(水) 午後6:28～ 6:52

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆 欠	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂 欠	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、4月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>農繁期が来ておりますけど、今日の様な豪雨や豪風などで、引谷の周りみなのですが、あれたところがなくて良かったです。それでは、議題にそつて審議していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号5番の神原委員と6番の政久委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P2 農地法第3条の案件です。</p> <p>■申請番号19番（所有権移転） 2筆 譲渡人 京都市●●●番地 ●●●氏 譲受人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は、譲受人が●●●邸を購入し、その附帯用地である田畑を購入するものです。自家用作物を栽培予定とのこと。なお、令和5年4月1日より、下限面積が撤廃されたことで、10アール未満の取得が可能となった案件です。</p> <p>詳細は、3～11ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>（意見聴衆） 特になし。</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第2号 P12 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。今回、6件の申請がありました。うち新規の設定が0件、再設定が6件となります。</p> <p>■申請番号1-9番（賃貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p>

	<p>■申請番号 1-10 番（賃貸借） 4 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 1-11 番（賃貸借） 1 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 1-12 番（賃貸借） 1 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 1-13 番（賃貸借） 1 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 1-14 番（賃貸借） 1 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>詳細は、P15～23 に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第 2 号議案について、何かありますでしょうか。
井上委員	同じ受け手ではあるが、賃貸料に差があるのはなぜか。
事務局	以前、利用権を設定していた方の内容を、当面踏襲し、次回から足並みをそろえるとのことです。
会長	他に無いようでしたら、第 2 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 3 号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 2 号 P25</p> <p>令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な手段により公表することが、農業委員会等に関する法律第 37 条で義務付けられていることから、次のとおり公表いたします。</p> <p>また、先月には、目標の設定についてご審議いただきましたが、今月は、実績についてご審議いただくこととなります。</p> <p>なお、P28 の一番下の表の「推進委員等の点検・評価結果」については、先月皆様からご提出いただいた、「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」をもとに、点数化し、反映したものとなっています。結果としては、概ね計画通りとなっております。</p>

	<p>す。</p> <p>詳細については、P24～29 をご参照ください。</p>
会長	<p>第3号議案について、何かありますでしょうか。</p>
(意見聴衆)	<p>特になし。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告第1号について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■報告事項第1号 P31 農地法第3条の3の規定による相続の届出についてです。</p> <p>■報告番号44番 5筆 相続人 大阪府●●● ●●● 氏</p> <p>■報告番号45番 3筆 相続人 岡山市●●● ●●● 氏</p> <p>詳細は、P31～35 に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
(意見聴衆)	<p>特になし。</p>
会長	<p>次に、報告第2号について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■報告事項第2号 P36 農地法第18条の合意解約の届出です。</p> <p>■報告番号3番 渡人：西栗倉村●●●番地 ●●● 氏 受人：西栗倉村大●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■報告番号4番 渡人：西栗倉村●●●番地 ●●● 氏 受人：西栗倉村大●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■報告番号5番 渡人：西栗倉村●●●番地 ●●● 氏 受人：西栗倉村大●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■報告番号6番 渡人：西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p>

